

公益財団法人宮崎文化振興協会

令和3年度 第2回理事会議事録

1. 日 時 令和4年3月17日(木) 午後1時55分～午後3時25分
2. 場 所 宮崎市宮崎駅東1丁目2-7 宮崎市中央公民館2階 中研修室
3. 出席者 理事現在数 10名 定足数 6名

出席者 小泉英一 熊野郁夫 石本由美子 大館真晴  
片野坂千鶴子 迫田 繁 増田 俊男 横山秀樹

以上 8名

(定款第31条第2項の規定による定足数を充足)

監事出席 酒匂俊宏 横山香代 以上 2名

同席者

(公財)宮崎文化振興協会事務局次長兼経営戦略課長 安藤邦恵

他 13名

計 24名

4. 議 案

- 第1号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会 契約職員就業規則改正(案)について
- 第2号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会 無期転換職員就業規則改正(案)について
- 第3号議案 宮崎科学技術館先端技術の世界充実事業準備資金の積立限度額及び積立期間の変更について
- 第4号議案 令和4年度事業計画書(案)について
- 第5号議案 令和4年度収支予算書(案)について
- 第6号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会職員の育児休業等に関する規則改正(案)について
- 第7号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会職員の介護休業等に関する規則改正(案)について
- 第8号議案 全国公益法人協会 役員賠償責任保険の加入について

5. 報告事項

報告事項1 職務執行の状況について

6. 追加議案

第9号議案 臨時評議員会の開催について

7. 議長選任の経過

司会が開会を宣言した。次に定款第33条第3項により理事長 小泉英一が議長を務めること及び定款第31条第2項により会が有効に成立していることを告げ、議長の進行により議案の審議に入った。

8. 議事の経過要領及びその結果

議長は、定款第34条第2項に基づき、理事長 小泉英一と監事 酒匂俊宏、監事 横山香代が議事録署名人になることを告げ、次の8議案及び報告事項について審議した後、追加議案について審議した。

(議案)

**第1号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会契約職員就業規則改正(案)について**

公益財団法人宮崎文化振興協会契約職員就業規則の改正(案)について事務局から説明があった。  
本議案に関連して次の質疑応答があった。

- (迫田理事) 宮崎市の給料表を準用しているが、どのくらいの水準を目標としているのか。また、財政的な課題はどうなっているのか、わかる範囲で説明をお願いしたい。
- (熊野専務) 現在、当協会契約職員の平均給与は宮崎市の平均給与に対して57.7%である。市の社会福祉協議会、社会福祉事業団等、他の外郭団体の給与水準は60%から70%であり、これに近づけたい。改定してから5年後となる令和8年度に66.2%になる。財源は、これまでも財政面を工夫しながら基金の積み立てを行ってきた。例年の決算より、経営努力において財源にゆとりが出てきている状況である。人件費を加味したうえで事業費を組み立てて予算執行していきたいと考えている。
- (増田理事) 人件費は指定管理料に入っていると思うが、市はこれに対して何か言っているのか。仕事の内容からすると専門的な仕事だが、一般職と同じようなことをしているので、ずっと勤めて頂くために、ある程度の給与の保証が必要であると思う。市にも理解してもらい要求していく必要があると考える。
- (熊野専務) 給与改定について、宮崎市の副市長に事前に話した。給与水準が低い点については認識しており、給与改定については問題ないとのことだった。財源については市が指定管理料を積算するので人件費についてどうなるか不明であるが、今のところ節減や入札等の経営努力により財源を確保していきたい。
- (迫田理事) 指定管理については公募になっている。人件費を上げるために、指定管理料を上げるというより、指定管理に見合った人件費を算出するのが基本である。
- (横山理事) 他の外郭団体に比べ、改定が遅れていると思うが、理由はあるのか。
- (熊野専務) 他の外郭団体は設立当初から、市の給料表を準用している。当協会は、市の給与をある程度、参考にしてきたと思うが、通算35年間、独自の給料表でやってきたという経緯がある。ようやく財源の見込みがたってきたので、市の給料表に合わせることとなった。

質疑応答後、議長が諮ったところ特段の異議もなく、満場一致で可決した。

**第2号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会無期転換職員就業規則改正(案)について**

公益財団法人宮崎文化振興協会の無期転換職員就業規則の改正(案)について事務局から説明があった。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

**第3号議案 宮崎科学技術館先端技術の世界充実事業準備資金の積立限度額及び積立期間の変更について**

宮崎科学技術館先端技術の世界充実事業準備資金の積立限度額及び積立期間の変更について事務局から説明があった。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

**第4号議案 令和4年度事業計画書(案)について**

令和4年度事業計画書(案)について事務局から説明があった。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

**第5号議案 令和4年度収支予算書(案)について**

令和4年度収支予算書(案)について事務局から説明があった。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

第6号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会職員の育児休業等に関する規則改正（案）について  
公益財団法人宮崎文化振興協会職員の育児休業等に関する規則改正（案）について事務局から説明があった。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

第7号議案 公益財団法人宮崎文化振興協会職員の介護休業等に関する規則改正（案）について  
公益財団法人宮崎文化振興協会職員の介護休業等に関する規則改正（案）について事務局から説明があった。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

第8号議案 全国公益法人協会 役員賠償責任保険の加入について

全国公益法人協会 役員賠償責任保険の加入について事務局から説明があった。

本議案に関連して次の質疑応答があった。

（増田理事） 今までこの保険を使ったことはないのか。

（小泉理事長） ありません。

質疑応答後、議長が諮ったところ特段の異議もなく、満場一致で可決した。

（報告事項）

報告事項1 職務執行の状況について

職務執行の状況について、報告があった。

（追加議案）

第9号議案 臨時評議員会の開催について

小泉理事長および熊野専務理事から令和4年3月31日をもって辞任する旨の申し出があったことにより、公益財団法人宮崎文化振興協会定款第18条第1項に基づく臨時評議員会の開催について、事務局から説明があった。

審議の結果、特段の異議もなく、満場一致で可決した。

以上をもって議案の審議等をすべて終了した。午後3時25分に司会が閉会を宣し、解散した。

以上。

上議決を明確にするため、本議事録を作成する。

なお、以上この議事録が正確であることを証するため、理事長及び出席した監事は次のとおり署名する。

令和4年3月24日

公益財団法人宮崎文化振興協会 令和3年度 第2回理事会

理事長

小泉英一

監事

横山香代

監事

酒匂俊宏